

No	質問	回答
1	Group G/XによってGX-ETSへの参加の仕方が異なると思いますが、Group Xに所属する企業が市場参加するメリットについて教えてください。	GX-ETSにおいて、自ら設定した排出削減目標の達成手段として超過削減枠の利用が認められるという点は、Group G/Group Xに共通の事項になります。したがって、取引所取引を通じ超過削減枠の調達が可能になる点は、Group G/Xに等しくメリットがあるものと考えております。
2	超過削減枠自体に創出企業名がわかるような属性が付帯されることになるのでしょうか。	超過削減枠には、創出企業名等の属性は付帯されません。
3	GXリーグの第1フェーズ期間中は、自身の掲げた目標に届かないときは、超過削減枠を購入するか、未達の理由を述べればよいと理解しております。そのため、現状で超過削減枠の売買を想定していない場合は、このタイミングでの口座の開設を見送ってもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。口座開設のタイミングにつきましては、各企業様でのご判断にお任せいたします。
4	現時点で口座保有にかかる費用はかからないとのことですが、今後、有料化する予定はありますでしょうか。	超過削減枠法人保有口座保有に係る費用は、現時点ではかかりません。また今後の有料化するか否かについては、現時点では未定です。

No	質問	回答
5	超過削減枠の二重使用を防止するようなトラッキング等はあるのでしょうか。	超過削減枠1トンごとにシリアル番号が付与され、二重使用を防止するような仕組みをシステム上開発する予定です。
6	M&Aによって基準年度排出量が変わって過去分の超過削減枠がなくなる場合の取扱はどのようになるのでしょうか。	超過削減枠の創出量は2023年度から2025年度までの3か年で精算するため、M&Aによって基準年度排出量が増減する等既に創出した超過削減枠が過剰となる場合は、登録簿上で取消しをしていただくこととなります。
7	保有する口座中に無効化するに至らず年度をまたぐ超過排出削減枠は、企業の決算書類上、どのような扱いになるのでしょうか。預貯金のように扱うのでしょうか。	会計上の取り扱いについては、会計士等にご相談ください。なお、排出量取引の会計処理に関する当面の取扱いについては、実務対応報告第15号が企業会計基準委員会から公表されていますので、併せてご参照ください。
8	超過削減枠の取引は市場を通してのみ行えるのでしょうか。	超過削減枠は相対取引での売買も可能です。また、相対取引で購入した超過削減枠を市場で売却することも、市場で購入した超過削減枠を相対取引で売却することも可能です。

No	質問	回答
9	買い手企業は購入した超過削減枠の再度の売却することは可能でしょうか。	購入した超過削減枠を再度売却することは可能です。
10	代表参画企業はどこかで公開されていますでしょうか。	GXリーグウェブサイト (https://gx-league.go.jp/member/) に掲載している「参画企業一覧」は、代表参画企業の一覧となっておりますのでご参照ください。なお、GXダッシュボードにおいて、組織境界に含まれる法人一覧を公表している参画企業もございます。
11	第2フェーズの価格は上下限があると認識しておりますが、いつ頃公開になるでしょうか。	現時点では未定です。
12	超過削減枠を売却した場合、省エネ法・温対法で報告する排出量は増加しますでしょうか。	超過削減枠を売却した場合でも、省エネ法・温対法で報告する排出量を増加させる必要はございません。
13	第1フェーズが終わる前に購入する場合、どの排出量を計算根拠に購入量を決めることになるのでしょうか。	2023年度～2025年度の総計に基づき、各企業様でご判断いただくこととなります。

No	質問	回答
14	超過削減枠の買い手企業は目標を超過した企業のみに限られますでしょうか。	目標を達成した企業以外も購入可能です。
15	既存参加者の場合でGXリーグの対象企業ではないものの、超過削減枠の売買を行いたいのですが可能でしょうか。	スライド7ページに記載があるとおり、超過削減枠を売買可能な参加者は、超過削減枠のクレジット口座を開設できる者（GXリーグ代表参画企業）のみとなっております。
16	数年後に取引をさせていただきたいと考えておりますが、今年度事前に参加登録をしておくことは可能でしょうか。	現時点で取引のご予定がなくても、事前に参加登録いただくことは可能です。
17	カーボン・クレジット市場における市場参加の料金について、今後いつ頃有料化の予定でしょうか。また、時期の目途は決まっていますでしょうか。	カーボン・クレジット市場における市場参加に関する料金等は、「当分の間はいずれも無料」とさせていただいておりますが、「当分の間」の期間、また「当分の間」終了後の料金の具体的な金額等については、現時点で未定です。今後決定次第、十分な周知期間をもってお知らせいたします。

No	質問	回答
18	超過削減枠を無効化した際は、何からの証書が発行可能なのでしょうか。	超過削減枠に係るシステムについては現在開発中です。本システム上で無効化したことを証明する書面を交付できるか否かは改めて案内します。
19	新規参加者となりますが、今回記載の申し込み書類一式を提出すると、超過削減枠だけでなく、クレジットの取引も可能になるという認識でよろしいでしょうか。	申込時に「カーボン・クレジット市場参加者登録申込書」の"売買を希望する指定クレジット"欄で売買を希望する指定クレジットに○をつけていただくことで双方のお取引が可能です。なお、当初は超過削減枠のみ取引を行い、その後、J-クレジットを追加することも可能です。
20	超過削減枠の第1フェーズから第2フェーズへの持ち越しは可能でしょうか？また、超過削減枠にビンテージはつきますか。	第1フェーズで発生した超過削減枠の第2フェーズ以降の扱いについては現時点では未定です。 また、第1フェーズにおける超過削減枠については、シリアル番号でビンテージ（創出年）を識別できますが、カーボン・クレジット市場における取引においては、ビンテージ（創出年）を指定して売買することはできません。
21	今後、J-クレジットのみを指定する場合と、超過削減枠も指定する場合に基本料等が変わる可能性がありますでしょうか。また、今後、超過削減枠の指定に料金がかかる可能性がありますでしょうか。	現時点では未定です。今後決定次第お知らせいたします。

No	質問	回答
22	超過削減枠の第二階層の設定が無いということは、約定価格は一律同額となるということでしょうか。また、ある週の約定価格とその翌週の約定価格は異なりうる、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり第一階層のみの設定となり、超過削減枠の約定価格はセッションごとに1つの価格が決定されます。ある週の約定価格とその翌週の約定価格は異なりうる、という点につきましてもご認識のとおりです。
23	超過削減枠の上下限価格の設定は行うのでしょうか。	J-クレジットと同じく、基準値段の上下90%の制限値幅を設けます。
24	スライド7ページの売買単位・呼値の単位はそれぞれ1t-co2、1円が最小単位という理解であっていますでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	超過削減枠が2月までしか取引できない理由をご教示いただけますと幸いです。	本事業は、経済産業省が実施する「令和6年度グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業費（GXリーグ事務局運営及びGXリーグ参画企業による自主的な排出量取引のための環境整備事業）」の一部として業務委託により実施するものです。委託事業の契約期間に基づき、今年度の取引期間は2025年2月までとしております。 なお、来年度以降の取引所の運営については、今後経済産業省において検討してまいります。

No	質問	回答
26	<p>既存参加者の場合、①指定クレジット変更申請書を提出、②「超過削減枠登録簿規程」の遵守に係る同意書と「履歴事項全部証明書」を提出し、超過削減枠用口座開設③預貯金口座及びクレジット口座情報・クレジット口座を有することを証する書面の提出の順番になるのでしょうか。</p>	<p>既にカーボン・クレジット市場参加者として登録され、更に超過削減枠の取引もご希望される方（既存参加者）の場合、スライド17ページに記載しておりますとおり、①「指定クレジット変更申請書」、③「預貯金口座及びクレジット口座情報」・「クレジット口座を有することを証する書面」の3点を東証へご提出ください。なお、順序はご記載いただいておりますが、②は、超過削減枠法人保有口座を開設する際にGXリーグ事務局へご提出する資料となります。口座開設手続きの詳細については、7月下旬～8月上旬頃にGXリーグ事務局よりご案内予定です。</p>
27	<p>新たにカーボン・クレジット市場参加者に登録する前に、預貯金口座及びクレジット登録簿の口座を開設する必要があるとの認識でよろしいですか？また現行すぐにカーボン・クレジット市場に参加する予定はありませんが、口座を開設して暫く活用されなくても口座が凍結されないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>カーボン・クレジット市場参加者に登録する前に、預貯金口座及びクレジット登録簿の口座を開設する必要があるのはご認識のとおりです。口座開設後に取引がなかったとしても、口座の凍結はございません。</p>

No	質問	回答
28	直近で取引はない予定です。その場合において登録するメリットをご教示いただけますと幸いです。	カーボン・クレジット市場参加者に登録された方は、カーボン・クレジット市場システムにおいて超過削減枠に係る注文状況の閲覧が可能となりますので、市場動向を知ることができるというメリットがございます。
29	スライド18ページで「超過削減枠とJ-クレジットで売買開始までのスケジュールが異なります。」とありますが、例えば今月申し込みをすると9月からJ-クレジットの取引は可能になるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。J-クレジットの場合、7月中にお申込みいただけますと、最短9月より、8月中にお申込みいただけますと最短10月よりお取引可能です。

No	質問	回答
30	今後のボランタリークレジットの取扱い予定はありますか。	現時点では未定です。海外でボランタリークレジットの売買を行う取引所が立ち上がっていることは認識しており、情報収集を行いつつ、動向は注視しております。今後、GX-ETSの取扱い実態や参加者のニーズがどの程度あるのかなどを踏まえつつ、売買対象の追加について検討してまいります。
31	JCMクレジットの取引はいつ頃始まりですか。	現時点では未定です。参加者等のニーズや発行量等を踏まえて検討してまいります。